

新技術の登録等に関するQ & A

新技術の登録等に関するQ & A①

新技術申請に関わる書類提出について

Q. NETISの登録（新規、変更・更新、抹消）にお金は掛かりますか？

A. 新技術情報の登録申請手続きに費用は一切かかりません。

Q. 当社では現在開発中の技術を含め、一度に10数件新技術としてNETISに登録したいのですが？

A. 一社で、一度に複数の技術を登録することは不可能ではありません。ただし、同工種の技術はなるべく付加技術（バリエーション）として、一本化し登録するようにして下さい。また当方の事務作業の簡略化を図るため、各部署の窓口をなるべく一本化してください。

Q. 申請様式の中に、問合せ先が技術と営業に分かれている。どのような基準で書き分ければよいのか？

A. 技術的な問合せに関して対応できる会社や部署などを技術の欄に、実施に当たって対応する会社や部署などを営業の欄に記入してください。

Q. 当社は〇×工法協会の会員企業なのだが、協会が開発した技術を一企業としてNETISに登録申請できるか？

A. 協会や研究会などで開発された技術を個別企業で登録すると、同一技術を複数社で登録する可能性があり、閲覧者の混乱を招きますので協会名などでの登録をお願いします。

Q. 新技術ではないと判定される場合があると聞きましたが、どんな時ですか？

A. まず、成立性が確認出来ていない場合が挙げられます。NETISに登録出来る新技術は、実際に出来ることが最低条件です。想像・理論上だけの技術や、計算結果だけの技術など、実証されていないものは登録出来ません。

また、申請者が開発者ではなく、ただ単に製品を取り扱っているだけで、製品の詳しい内容は分からないような場合、あるいは公共事業に適用されないであろう製品、材料、システムなどは登録出来ない場合があります。

新技術の登録等に関するQ&A②

変更・更新に関する質問

- Q. N E T I S登録を終え一般公開されているが、データ更新をしたい。しかし原本となるデータが手元にない。そちらに提出した申請データ等を返送してもらいたいのだが可能か？
- A. 提出される変更・更新データは申請者が各自保管しておいていただくようお願いしています。N E T I S登録時に受付けた申請データ等に関して、返送などの対応は行っておりません。データを紛失された場合は、はじめから作成してください。
- Q. 既に新技術を登録してあるのだが、技術名称を変更したい。どうすればいいか？
- A. 技術名称は基本的に変更出来ません。やむを得ない事情がある場合は、新技術担当窓口までご相談ください。
- Q. N E T I Sのホームページにて記入しているところだが、登録番号を入力するところが分からない。
- A. 登録番号を入力する箇所はありません。
- Q. 更新資料を送りたいが、郵送でいいのか？
- A. 「変更・更新手続きフロー」を参照して、更新内容を記入したデータファイルをメールに添付してskr-yongia76@mlit.go.jpまでお送りください。
- Q. 更新したいのだが、ヒアリングは必要なのか？
- A. 既に登録してある新技術について、変更・更新時には基本的にヒアリングは行いませんが、必要に応じヒアリングや、資料内容について追記・修正のお願いをする場合があります。ご了承ください。

閲覧に関する質問

- Q. 変更の申請をしたが、N E T I Sに掲載されている内容が更新されていない？
- A. 公開NETISサーバのデータ更新は、基本的に毎月一回行っております。従いまして、データの更新日以降にならないと更新はされません。（諸事情により更新日が前後する場合があります。ご了承ください）
- Q. ある会社で公開の範囲を国土交通省のみ（または国土交通省以外の公的機関）にして登録している技術があるが、その内容を見たい
- A. 公開の範囲については、旧タイプとして継続掲載されている新技術情報のみ、申請者から承諾書を提出していただいています。この公開の範囲は申請者の意志により決められていますので、範囲外への情報提供は出来ません。
- Q. 実績が増えてきたので、自社が登録してある技術をN E T I Sで検索したが、掲載内容の実績が増えていない。なぜか？
- A. 新技術情報の内容は、申請者が自ら作成したデータをそのまま公開しています。よって、実績などが増えた場合は、申請者自らデータ内容を書き換えて、変更・更新の手続きをしてください。
- Q. 登録してあるはずだが、検索しても見つからない。なぜか？
- A. 掲載期限を過ぎている場合があります。詳細については申請した新技術担当窓口を確認してください。

新技術の登録等に関するQ&A③

その他に関する質問

Q. N E T I S登録が済んで、登録完了の通知が来たが、次に何をすればよいのか？

A. 閲覧者から登録している技術について質問などがあった場合の対応をお願いします。また、実績が増えたり、諸課題が解決した場合は、更新の手続きをとってください。

Q. 当方はパソコンの操作がよくわからない。申請内容を手書きで提出するので、そちらで入力作業をして登録できないか？

A. 新技術の申請・登録は、ホームページから入手できる規定の書式に、申請者自身によって入力・作成された電子データをもって行います。従って申請・更新時に、情報の入力及び修正などの代行は行いません。

Q. 当社の新技術がN E T I Sに掲載されているのだが、当社のホームページにリンクを貼りたい。構わないか？

A. N E T I S画面へのリンクについては、国土交通省 大臣官房技術調査課へご確認ください。

国土交通省 大臣官房 技術調査課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL:03-5253-8111(内線22348) FAX:03-5253-1536

Q. 現在、N E T I Sに新技術情報を掲載しているが、技術の提供を止めたので掲載を辞退したい。どのような手続きをとればよいか？

A. 抹消の手続きをとってください。抹消の手続きは、「技術抹消」に掲載しています。